

インフルエンザ回復届出書（保護者記入）

保育園（所）名 すまいるほいくえん

児童名 _____ 令和 年 月 日（ ）歳

受診日 令和 年 月 日（ ）

受診病院名（ ）インフルエンザの型（ A型 ・ B型 ）

出席停止期間中の体温測定結果

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日 (曜)	/ ()								
朝 (時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕 (時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

すまいるほいくえん 園長 様

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後3日」経過し体調が回復しましたので登園（所）させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者の方へ

- ※「学校保健安全施行規則の一部を改正する省令」（令和5年8月施行）によりインフルエンザ等の出席停止期間の基準が改正されました。
- ※ 最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となります。この条件は**発症した日を含めて6日間の出席停止が必要**ということになります。それに加えて**解熱した日によって出席停止期間が延期されますのでご注意ください。**
- ※インフルエンザにおいて「発症した後5日」という時の「発症」とは、一般的には「発熱」のことを指します。日数の数え方は上記と同様に、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、その翌日から1日目と数えます。

「発熱」がないにも関わらずインフルエンザと診断された場合は、インフルエンザにみられるような何らかの症状がみられた日を「発症」した日と考えて判断します。なお、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過」するまで」であるため、この両方の条件を満たす必要があります。

<症状軽快とは> 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。